

参考：小笠原諸島の推薦・登録の経緯について

1. 登録までの流れ

| 時期 | | 地域等 | 国 | 世界遺産委員会 /IUCN |
|----------------|-----|---|--|------------------|
| 2003年 (H15) | 5月 | | ・「世界自然遺産候補地に関する検討会」により、国内の世界自然遺産候補地として奄美・琉球を含む3地域を選定。(26日)[環境省、林野庁] | |
| 2006年 (H18) | 6月 | | ・レスリー・F・モロイ氏を招き、現地視察を実施。(14日～27日)[環境省] | |
| | 11月 | ・第1回地域連絡会議(※1)(22日) ・第1回科学委員会(※2)(29日) | | |
| | 12月 | ・第2回科学委員会(21日) | | |
| 2007年 (H19) | 1月 | ・第2回地域連絡会議(13日) | ・関係省庁連絡会議(※3)において、我が国の世界遺産暫定一覧表への記載を決定。(29日) ・記載に必要な文書をユネスコ世界遺産センターへ提出。 | |
| | 2月 | ・地域連絡会議・科学委員会合同会議(22日) | | |
| | 3月 | | ・小笠原諸島森林生態系保護地域の設定。[林野庁] | |
| | 4月 | | ・4月以降、環境省、林野庁、東京都、小笠原村の連携により、推薦書(案)、管理計画(※4)(案)を作成。 | |
| | 6月 | ・第4回地域連絡会議(30日) | | |
| | 7月 | ・第4回科学委員会(31日) | | |
| | 12月 | ・第1回科学委員会 外来種対策・自然再生部会(17日) | | |
| 2008年 (H20) | 2月 | ・第5回科学委員会(15日) ・第5回地域連絡会議(26日) | | |
| | 6月 | ・第6回科学委員会(4日) | | |
| | 7月 | ・第6回地域連絡会議(18日) | | |
| | 9月 | ・第7回科学委員会(29日) | | |
| | 10月 | ・第7回地域連絡会議(2日) | | |
| 2009年 (H21) | 1月 | ・第8回科学委員会(29日) ・第8回地域連絡会議(30日) | | |
| | 5月 | ・第9回科学委員会(18日) ・第9回地域連絡会議(24日) | | |
| | 7月 | ・地域連絡会議・科学委員会合同会議(10日) ・管理計画(案)に対するパブリックコメントの実施(17日～8月16日) | | |
| | 8月 | ・第11回科学委員会(27日) | | |

| 時期 | | 地域等 | 国 | 世界遺産委員会 /IUCN |
|----------------|-----|------------------------------------|--|---|
| 2009年 (H21) | 9月 | ・第11回地域連絡会議(1日) | ・関係省庁連絡会議において、推薦書(暫定版)の提出について政府として決定。(25日) ・推薦書(暫定版)をユネスコ世界遺産センターへ提出。 | |
| | 11月 | ・第12回科学委員会(27日) | ・小笠原国立公園の公園区域の拡張、保護規制の強化等全般的な見直し[環境省] | |
| | 12月 | ・第12回地域連絡会議(10日) ※管理計画(案)の取りまとめ | | |
| 2010年 (H22) | 1月 | | ・管理計画の策定。(18日) ・関係省庁連絡会議において、推薦書(正式版)の提出について政府として決定。(18日) ・推薦書(正式版)をユネスコ世界遺産センターへ提出。 | |
| | 6月 | ・第13回科学委員会(7日) ・第13回地域連絡会議(11日) | | |
| | 7月 | | ・関係行政機関等との連携によるIUCNの現地調査対応。(2~15日) | ・IUCNによる現地調査等の実施。(2~15日) |
| | 9月 | | | ・IUCNより指摘及び追加情報の要請。(14日付け) |
| | 10月 | ・第14回地域連絡会議(15日) | | |
| | 11月 | | ・IUCNからの指摘及び追加情報要請への回答提出。(15日) | |
| 2011年 (H23) | 2月 | ・第14回科学委員会(22日) | | |
| | 5月 | | | ・IUCN評価結果及び勧告の通知。(7日) ※世界遺産一覧表への記載が適当との評価結果及び勧告を受ける。 |
| | 6月 | | | ・第35回世界遺産委員会において、世界遺産一覧表への記載が決定。(29日) |

※1：正式名称「小笠原諸島世界自然遺産候補地地域連絡会議」

※2：正式名称「小笠原諸島世界自然遺産候補地科学委員会」

※3：正式名称「世界遺産条約関係省庁連絡会議」

※4：正式名称「世界自然遺産候補地小笠原諸島管理計画」

2. 第35回世界遺産委員会における「小笠原諸島」の審査結果

1) 概要

- 6月19日(日)よりフランスのパリで開催されている第35回世界遺産委員会において、我が国から世界自然遺産として推薦していた「小笠原諸島」の審査が行われ、現地時間6月24日(金)15:50(日本時間6月24日(金)22:50)に、本資産を世界遺産一覧表へ記載する決議案が採択されたことが決定した。
- 同決議案は、会期最終日の6月29日(水)に正式に採択された。

2) 登録基準とその理由

「小笠原諸島」に適用される登録基準は以下の通り。

(ix) 生態系

資産の生態系は様々な進化の過程を反映しており、それは東南アジアおよび北東アジア起源の植物種の豊かな組み合わせによって現されている。また、そのような進化の過程の結果、固有種率が極めて高い分類群がある。植物相では、活発な進行中の種分化の重要な中心地となっている。

3) 我が国への要請事項

○ 要請事項

- a) 侵略的外来種対策を継続すること。
- b) 観光や諸島へのアクセスなど、すべての重要なインフラ開発について、事前に厳格な環境影響評価を確実に実施すること。

○ 奨励事項

- a) 資産における海域公園地区をさらに拡張することを検討すること。それにより、管理効率が向上し、海域と陸域を結ぶ生態系の完全性が強化されることが期待される。
- b) 気候変動が資産に与える影響を評価し、適応するための研究およびモニタリング計画を策定、実施すること。
- c) 将来的に来島者が増加することを予測し、注意深い観光管理を確実に実施すること。特に、小笠原エコツーリズム協議会を強化するために、科学委員会をそのメンバーに加え、諸島の価値を保護するような適切な観光方針を助言してもらうこと。
- d) 観光による影響を管理するために、観光業者に対して、必須条件と認証制度を設定するなどして、注意深い規制と奨励措置を確実に行うこと。

3. 登録時に認められなかったクライテリア及び IUCN 評価の抜粋

(viii) 地形・地質

推薦根拠は、数百万年に及ぶ島弧形成に伴う進化過程を示す陸上の露出部が保存されていることである。環太平洋火山帯の検討からは沈み込み帯に一致して多くの火山があることがわかる。本諸島の独特の地質は国際的に大きな技術的関心を呼んでいるが、それだけでは世界遺産としては十分な根拠とならない。

(x) 生物多様性

小笠原諸島には多くの生物多様性の価値があるが、それらは他の太平洋の地域に

においても同様に、あるいは顕著に示されているものである。推薦資産には多くの希少種、絶滅危惧種を含む豊かな動植物相があり、固有種率も比較的高い。しかし小笠原諸島には生息数が少ない分類群も多く、生物多様性のレベルは一般的に低い。絶滅危惧種の海鳥の保全や再導入の努力は称賛に値するが、本諸島が重要な残存する生息地であるという種はない。

小笠原諸島は植物多様性中心の一つとして認められているが、面積当たりの植物種がより多い諸島は他に多くある。昆虫についても同様である。また同規模の海洋島でも、固有種数がより多く固有種率もより高いところはいくつかある。クライテリア（x）については、島嶼混合系の群系は他のより顕著な地域によって世界遺産一覧表に代表されている。

〈他地域との比較についての IUCN 評価コメント抜粋〉

- ・海洋島や群島において一般的にみられるように、生物種の多様性の全体的なレベルはどの分類群についても比較的低い。
- ・同規模の島や群島と比較すると、鳥類の種数は際だって多くはない。鳥類以外の脊椎動物種数は少ない。
- ・日本国内の既存の自然遺産は、鳥類の記録種数以外では、いずれも小笠原諸島より植物や脊椎動物の多様性が高い。
- ・無脊椎動物は、陸産貝類など、種数も多く固有性も高いが、生物種数の総数では、小規模な小笠原諸島はハワイ諸島、ガラパゴス諸島、カナリア諸島、マデイラ諸島など、多くの大規模な他の島や群島に比べるとはるかに少ない。
- ・ガラパゴス諸島、ロード・ハウ諸島、ハワイ諸島、インド洋のソコトラ島など、固有種数や固有種率が小笠原諸島よりもかなり高い島々もある。